六　法第八条（法第十条第四項及び法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知
七　法第九条第一項の規定による申請の取下げの受理
八　法第十条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに附した条件の変更
九　法第十条第三項の規定による補助金の交付
十　法第十二条の規定による状況報告の受理
十一　法第十三条第一項の規定による補助事業の遂行の命令
十二　法第十三条第二項の規定による補助事業の遂行の一時停止の命令
十三　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告の受理
十四　法第十五条の規定による補助事業の成果の調査並びに補助金の額の確定及び通知
十五　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令
十六　法第十七条第一項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し
十七　法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金の返還の命令
十八　法第二十条の規定による他の補助金の一時停止又は当該補助金と未納額との相殺
十九　法第二十一条第一項の規定による徴収
二十　法第二十一条の二の規定による理由の提示
二十一　法第二十二条の規定による補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の承認
二十二　法第二十三条第一項の規定による報告命令、職員による立入検査及び関係者に対する質問の実施
二十三　法第二十五条第一項の規定による不服の申出の受理
二十四　法第二十五条第二項の規定による申出に係る必要な措置及び通知

○厚生労働省告示第百八十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組を次のように定め、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第一項の規定により厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組は、次に掲げるものとする。

一　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十七の二第一項に規定する医療保険各法等の規定に基づき健康の保持増進のために必要な事業として行われる健康診査又は健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十九条の二の規定に基づき健康増進事業として行われる健康診査
二　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項の規定に基づき行われる予防接種（以下この号において「定期接種」という。）又はインフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成十一年厚生省告示第二百四十七号）第二の二の規定により推進することとされる同法第二条第三項第一号に掲げる疾病に係る予防接種（定期接種を除く。）
三　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項の規定に基づき行われる健康診断（同条第五項ただし書の規定により、労働者が事業者の指定した医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同条第一項の規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときにおける当該健康診断を含む。）
四　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条の規定に基づき行われる特定健康診査（同条ただし書の規定により、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたときにおける当該健康診査及び同法第二十六条第二項の規定による特定健康診査に関する記録の送付を受けたときにおける当該特定健康診査を含む。）又は同法第二十四条の規定に基づき行われる特定保健指導
五　健康増進法第十九条の二の規定に基づき健康増進事業として行われるがん検診

○厚生労働省告示第百八十二号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

第一　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十条第一項に基づき厚生労働大臣が定める失業者吸収率（昭和四十七年労働省告示第四十号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三十条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第二　職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五の五中「第十八条の二第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第三　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十一条第一項に基づき厚生労働大臣が定める軽易な業務（平成十二年労働省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第四十一条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

○農林水産省告示第八百九十五号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条の規定に基づき、平成二十八事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額として農林水産大臣が定める金額を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十八年三月三十一日　農林水産大臣　森山　**裕**

農林水産大臣が定める金額　千三百三十六億四千二百八万円